

令和元年6月4日  
独立行政法人造幣局

## 旧東京支局敷地における地下水モニタリング調査の結果について

旧東京支局の敷地については、平成24年に実施した自主調査、平成28年12月から平成29年1月に実施した土壌汚染対策法に基づく法定調査により、基準値を超える有害物質が確認され、平成29年5月22日に東京都から、汚染が確認された範囲について「形質変更時要届出区域」に指定されました。

これまで、基準を超過した土壌を掘削し、良質土で埋め戻しを行うなどの土壌汚染対策工事を法令に基づき適切に行い、土壌汚染対策工事はすべて終了しています。

今般、法令に基づき、平成31年4月に実施した地下水モニタリング調査の結果についてお知らせします。

### 地下水モニタリング調査の結果

敷地内に設置したすべての観測井戸において、基準値以内となっております。(調査報告書参照)

今回の調査結果においても、これまでと同様に敷地外への影響がないことは無論のこと、敷地内の地下水においても基準を満たしていることが確認できました。

### 今後の対応

法令に基づき、今後も定期的に(3か月毎に1回)モニタリングを行い、調査結果を公表します。

### 問合せ先

貨幣部施設課	TEL 06-6351-6354
総務部契約・保有資産監理官	TEL 06-6351-6887

(以上)

# 分析結果速報

発行年月日 令和元年5月16日

株式会社 竹中土木 御中

シグマジオテック株式会社

東京都大田区城南島3丁目2番8号

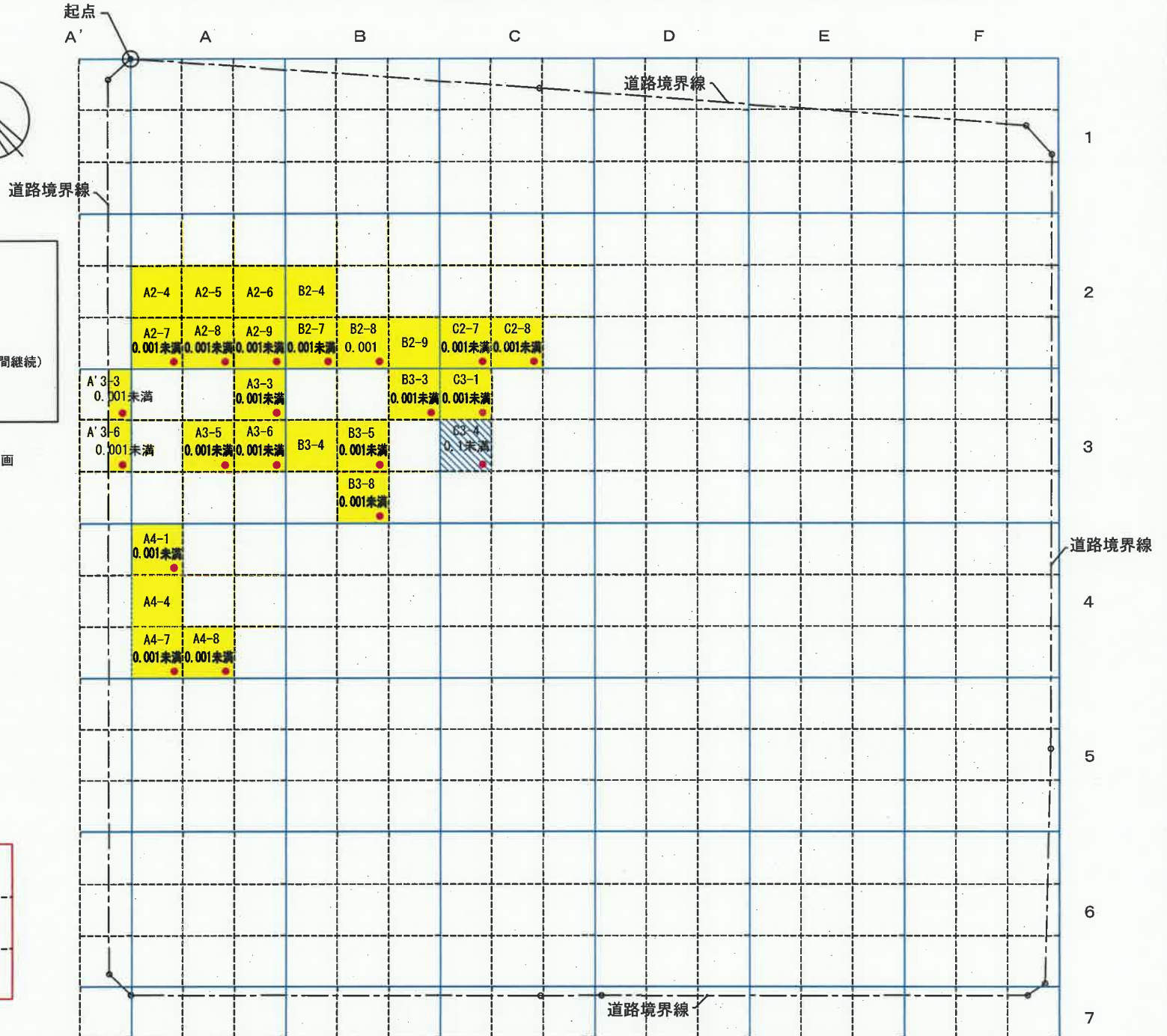
TEL 03-5755-9865 FAX 03-5755-9129

計量証明事業登録番号 第1408号

工事名	東京支局建物等解体及び土壌汚染対策工事措置完了後地下水モニタリング(第4回)
試料採取場所	東京都豊島区東池袋4-42-1
採取区分	自社採取
採取日	平成31年4月25日
試料種	地下水

試料名	分析の対象	分析の結果	単位	分析の方法
A'3-3	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
A'3-6	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
A2-7	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
A2-8	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
A2-9	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
A3-3	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
A3-5	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
A3-6	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
A4-1	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
A4-7	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
A4-8	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
B2-7	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
B2-8	セレン及びその化合物	0.001	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
B3-3	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
B3-5	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
B3-8	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
C2-7	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
C2-8	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
C3-1	セレン及びその化合物	0.001未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -67.3
C3-4	ほう素及びその化合物	0.1未満	mg/L	JIS K 0102:2016 -47.3

# 〈地下水2年間モニタリング箇所による第4回目（平成31年4月25日）の分析結果図〉



**凡例**

- セレン (基準値 0.01mg/L以下)
- ほう素 (基準値 1.0mg/L以下)
- 地下水モニタリング井戸設置箇所 (2年間継続)

※ 地下水汚染検出区画の数値は地下水濃度 (mg/L)  
 赤字: 基準値超過 黒字: 基準値適合

地下水モニタリング井戸 (20箇所) が受け持つ区画

- ① A'3-3の井戸 - A'3-3
- ② A'3-6の井戸 - A'3-6
- ③ A2-7の井戸 - A2-7
- ④ A2-8の井戸 - A2-4, A2-8
- ⑤ A2-9の井戸 - A2-5, A2-9
- ⑥ A3-3の井戸 - A3-3
- ⑦ A3-5の井戸 - A3-5
- ⑧ A3-6の井戸 - A3-6
- ⑨ A4-1の井戸 - A4-1
- ⑩ A4-7の井戸 - A4-7
- ⑪ A4-8の井戸 - A4-4, A4-8
- ⑫ B2-7の井戸 - A2-6, B2-7
- ⑬ B2-8の井戸 - B2-4, B2-8
- ⑭ B3-3の井戸 - B3-3
- ⑮ B3-5の井戸 - B3-5
- ⑯ B3-8の井戸 - B3-4, B3-8
- ⑰ C2-7の井戸 - C2-7
- ⑱ C2-8の井戸 - C2-8
- ⑲ C3-1の井戸 - B2-9, C3-1
- ⑳ C3-4の井戸 - C3-4

